

意見提出が30日未満の場合のその理由

犬又はねこの夜間展示を行うこと等を禁止することとした「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件」が平成24年1月20日に公布され、平成24年6月1日から施行されることとなっています。

しかし、平成24年4月16日に開催された「第29回中央環境審議会動物愛護部会」において、夜間展示規制のうち、ねこが自由に移動できる状態で行う成猫の展示について、事業者から規制の緩和を求める陳情書が提出され、部会で議論を行ったところ、一定の経過措置規定を置くことの検討が必要とされました。

当該規定の制定を施行日までに行う必要があり、また、措置を円滑に実施するため当該規定を可能な限り早期に策定し、制度の施行に必要な詳細事項を示し、地方公共団体等の関係主体へ十分な周知を図り、施行へ向け十分な準備を行っていただく必要があります。

したがって、本件意見提出については、行政手続法（平成5年法律第88号）第40条第1項の規定に基づき、必要最小限の期間を設定して、意見の募集を行うこととしたものです。